

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1042 号

令和元年 11 月 29 日

金 曜 日

目 次

規 則

- 四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則 (振興課) 2

規 則

四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年 11 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 8 号

四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港ポートビル条例施行規則（平成 11 年四日市港管理組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
施設名	休 業 日		施設名	休 業 日	
(略)	(略)		(略)	(略)	
展望展示室	<u>次のいずれかに該当する場合</u> (1) 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） (2) (略)		展望展示室	(1) 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。） (2) (略)	
別表第 2（第 3 条関係）			別表第 2（第 3 条関係）		
施設名	利用時間	入場時間	施設名	利用時間	入場時間
展望展示室	午前 10 時から 午後 5 時まで (土曜日、日曜日及び休日 にあつては、 午前 10 時から 午後 9 時まで)	午前 10 時から 午後 4 時 30 分 まで(土曜日、 日曜日及び休 日にあつて は、午前 10 時 から午後 8 時 30 分まで)	展望展示室	午前 10 時から 午後 5 時まで (土曜日、日 曜日及び祝日 にあつては、 午前 10 時から 午後 9 時まで)	午前 10 時から 午後 4 時 30 分 まで(土曜日、 日曜日及び祝 日にあつて は、午前 10 時 から午後 8 時 30 分まで)

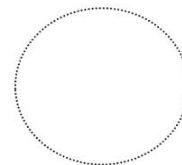
第 1 号様式から第 15 号様式までの様式中「あて」を「宛て」に改め、

「 住.....所㊟..... 」 を 「 郵便番号.....
住.....所..... 」 に改め、

第 16 号様式を次のように改める。

第16号様式（第12条関係）

四日市港ポートビル展望展示室入場料免除申請書
（兼 団体見学案内依頼書）



申請日 年 月 日

四日市港管理組合管理者 宛て

（申請者）郵便番号

住所

学校名等

代表者名

四日市港ポートビル展望展示室の入場料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

見学年月日	年 月 日 (曜日)	見学目的	1. 社会見学
展望展示室 見学時間	時 分 ~ 時 分		2. その他 ()
見学者数	児童・生徒 第 学年 名	ナビゲーション シアター上映	1. 要
	引率者 名		2. 不要
	計 名		
担当者		展望案内	1. 要 2. 不要
電話	()	交通手段	1. バス (台) 2. その他 ()
FAX	()	備考	
当日引率責任者名			

(注1) 申請書は1部提出のこと。FAXでも可能です。

(注2) 見学には約1時間、館内移動等に20分程度必要です。

(注3) 当日の全体スケジュールを参考のために添付してください(様式自由)。

(注4) 当日は、直接14階展望展示室へお越しください。

(注5) ナビゲーションシアターの上映時間は15分程度で、四日市港をわかりやすく説明します。

(注6) 展望案内は15分程度です。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙については、改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
